

令和5年度採用山形県立特別支援学校 実習教諭選考試験実施要項

山形県教育委員会

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

校種	職	職務内容	志願資格	採用見込数
特別支援学校	実習教諭	・職業科等（情報、木工、窯業、園芸農業、家庭）の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当しない者 ・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者（令和5年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力を有する者	若干名

（注）実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第2項に規定する実習助手

2 有していることが望ましい知識、技術等

志願職種	有していることが望ましい知識、技術等
実習教諭	・情報、木工、窯業、園芸農業、家庭に関する基礎的な知識と技術

※「有していることが望ましい知識、技術等」は、例示された全てについて有することが望ましいというものではない。

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

ア 用紙の請求先

山形県教育庁教職員課（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

イ 配布開始日

令和4年10月26日（水）

ウ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）のうえ、140円切手（速達は400円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表面に「県立特別支援学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して申し込むこと。

(2) 提出書類

① 第一次選考試験のために提出するもの

ア 志願書

イ 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

② 第二次選考試験のために提出するもの（第二次選考試験の試験当日に持参する。）

ア 推薦書（厳封のうえ、封筒の表面に「親展」と明記）

※ 推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

イ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

ウ 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間、受付時間及び提出先

受付期間	受付時間	提出先
令和4年10月27日(木)から 令和4年11月10日(木)まで	午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。)	山形県教育庁教職員課 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

- ① 志願書等の提出は、郵送又は持参とし、封筒の表面に「志願書等(特別支援学校実習教諭)在中」と朱書のうえ、裏面には氏名を記入すること。
- ② 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、令和4年11月10日(木)までの消印有効とする。

(4) 受験票の送付

令和4年11月22日(火)頃に、返信用封筒を使用して志願者宛に受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入のうえ、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

4 選考試験

(1) 第一次選考試験

- ① 期 日 令和4年12月9日(金)
- ② 試験会場 **山形県庁(15階1502会議室)** (山形市松波二丁目8番1号 電話 023(630)2864)
- ③ 時程及び試験内容
 - ・開 場 午前9時00分
 - ・集合時刻 午前9時30分(時間厳守) ※ 筆記用具、受験票を持参のこと。

時 程	試 験 内 容
午前9時50分から 午前10時40分まで	筆記試験(一般教養) ※ 教育的分野についての知識、法規等を含む。
午前10時55分から 午前11時35分まで	作文

※ 志願者数によっては、試験時間を変更する場合もある。

(2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者を対象に行い、期日、試験会場及び試験内容は次のとおりとする。
なお、集合時刻・会場の詳細等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

- ① 期 日 令和5年1月17日(火)
- ② 試験会場 **山形県庁内会議室** (山形市松波二丁目8番1号 電話 023(630)2864)
- ③ 試験内容 個人面接及び口頭試問

5 選考試験結果の通知等

(1) 選考試験結果の発表日時及び方法

- ・第一次選考試験：令和5年1月6日(金) 午後3時頃(予定)
- ・第二次選考試験：令和5年1月25日(水) 午後3時頃(予定)

合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 採用は、令和5年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の結果についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、学生証等)を持参のうえ、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁教職員課に直接請求する。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。)

開示内容	開示期間	開示場所
第一次選考試験の筆記試験得点及び総合ランク	合格発表の日から1か月間 (2月6日午後4時30分まで)	山形県教育庁教職員課
第二次選考試験の総合ランク	合格発表の日から1か月間 (2月24日午後4時30分まで)	

7 配点、評価の観点及び選考方法

(1) 配点

第一次選考試験		第二次選考試験	
筆記試験(一般教養)	100点	個人面接	50点
作文	50点	口頭試問	50点
満点	150点	満点	100点

(2) 評価の観点

- ① 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ② 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ③ 口頭試問では、「専門的な知識」「論理的思考」「表現力」等について評価する。

(3) 選考方法

- ・第一次選考試験：筆記試験及び作文の合計得点により選考する。
- ・第二次選考試験：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案して選考する。

8 給与

給与は、初任給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。初任給は、上位の学歴・経験等がある場合、一定の基準により加算される。

志願職種	初任給(令和4年4月現在)
実習教諭	179,800円(短大卒)

9 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁教職員課(電話 023(630)2864)に問い合わせること。
- (2) 試験会場の建物内においては、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。
- (3) 時計機能以外の機能を有する腕時計型端末等の使用は認めない。
- (4) 試験会場は敷地内禁煙である。

<試験会場案内図>



【第一次・第二次試験会場：山形県庁】

- ◎JR山形駅から県庁行バス乗車約15分、県庁前下車徒歩2分
- ◎JR山形駅からタクシー利用で約10分
- ◎JR仙台駅前バス乗り場からJR山形駅行高速バス乗車約55分、山形県庁前下車徒歩2分
- ◎県庁には十分な駐車スペースがありませんので、公共の交通機関等を利用してください。